

講義録レポート

講義録コード 06-10-9-101-03

講 座	社会保険労務士	テーマ	第 4 1 回本試験	
目標年	2010年合格目標		解答解説会	
コース	無料公開セミナー	回 数	1	回
用 途	【●】個別VTR 【 】テープレクチャー 【 】集合ビデオ			
	【 】We b通信 【 】DL通信 【 】DVD通信 【 】カセット通信 【 】資料通信			

講師名	宮島 哲浩 講師 高橋 比沙子 講師	講義録 枚数	1	枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	52	枚	

配布教材	● 解答解説会レジュメ
備考	本試験問題冊子を参照致します。お手元にご用意下さい。 ※本試験問題は、社会保険労務士試験センターのホームページにて入手できます。

社 労 士 講義録	科 目	第41回本試験 解答解説会	コ ー ス	無料公開 セミナー	回 数	1

配布物	★ミニテスト：あり [] なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講師	宮島 高橋 先生
	★実力テスト：あり [] なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし			

テキスト ページ	黒 板 内 容
	板書はありません。

第 41 回（平成 21 年度）

社会保険労務士試験

T A C 社会保険労務士講座

解答解説会

平成 21 年 8 月 29 日～30 日 解答解説会資料

069-6900-1957-19

※この解答速報の著作権はT A C(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、
試験機関による解答について保証するものではありません。

第41回本試験分析

◎特徴

1. 選択式… 基安・労一については難易度が高いが、雇用・健保・国年については5点取ることも可能であり、科目間の難易度の差が大きい。
2. 択一式… 昨年に引き続き基本事項からの出題が目立つ。労一のように一部得点することが困難な科目もあるが、全体的には高得点をとることも可能なものであった。

◎合格ラインの予想

1. 選択式… 総得点 28点以上 各科目 3点以上
2. 択一式… 総得点 48点以上 各科目 4点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月11日(金)よりホームページ上に掲載いたします (<http://www.tac-school.co.jp>)

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【選択式】

科目	労基・安衛	労災	雇用	労一	社一	健保	厚年	国年	計
得点	3	4	5	3	4	5	4	5	33

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健保	厚年	国年	計
得点	6	6+3	7+2	2+3	6	8	7	50

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛… A、Dは基本条文からの出題であり、平易な問題である。B、Cについては、判例からの出題であるが、空欄の前後の文脈から正解肢を選び出すことは不可能ではない。Eについては、労働安全衛生規則からの出題であり、やや細かい内容である。
- 労 災 … 昨年の改正点である。Cについてはテキストには記載はあるものの細かい事項であり、また、Dについては他の法律と混同しやすいため、C及びDについては若干判断に迷う。他の空欄については、いずれも基本事項であるので、確実に3点は得点したい。
- 雇 用 … 極めて基本的な問題である。総合点確保のためにも確実に5点得点しておきたい。
- 労 一 … きちんと学習していれば、常識の範囲で解ける問題である。まちがえるとすれ

ば、Dの「争議行為」を「労働争議」とする可能性はあるだろう。

- 社 一 …児童手当の金額、小学校修了前特例給付の上限年齢ともに比較的新しく改正された箇所からの出題であり、AからDまでいずれも得点したい。また、Eに關しても他に判断を迷わせる語群がなく正解を導くことは可能であろう。
- 健 保 …満点も十分に狙える基本問題である。確実に得点して頂きたい。
- 厚 年 …Cを除いては、基本事項からの出題である。Cについては、テキストに記載はないが、厚生労働大臣の権限のうち、基金に係るものの一部は地方厚生局長等に委任されていることとの関連から、地方厚生局長を導き出すことができる。
- 国 年 …高齢基礎年金の支給の繰上げ、繰下げからの出題であった。ほぼ条文通りであり、例年と比べても平易なレベルであった。確実に5点得点したい。

◎択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛… 全体的に昨年よりも難易度が高まったが、問10を除いて、全く手に負えないという問題はない。ただし、容易に正解を導き出せると思われる問題は4問のみであり、その他は、正解肢を絞りにくい構成となっている。
- 労災・徴収… (労災) 保険給付からの出題が大半を占めた。問1については、若干判断に迷うものの消去法で解答を導き出すことは可能。問5については、具体的な障害状態が出題され、本肢のみをもって正誤の判断はつけることは難しいが、正解肢が明らかに正しいため、解答は導きだせる。全体的に平易であったため、7点の得点も可能であり、得点源としたい。
(徴収) 正解肢がはっきりとしており、3点確保も難しくない。問8から問10の各肢とも、基本事項であり、目新しい問題はなかった。
- 雇用・徴収… (雇用) 極めて基本的な問題が大半を占めており、合格を確実にするためには雇用保険を得点源としたいところである。なお、法改正が直接得点に影響を与える問題がほとんど見られなかった。
(徴収) 問10の派遣労働者に係る労災保険率の適用が難問であったが、何とか2点は確保したい。問8は、正解肢は、平易な論点であったが、C、Dについては、迷いやすい箇所であった。
- 常 識 …(労一) 全体的に難問で、問5は超難問である。問4が基本的であるので、ここで確実に得点したいところである。
(社一) 例年より難易度は高く感じる。問7・10は難しい選択肢もあるが正解肢が判断しやすい。問8については、消去法により導き出すことが可能である。問9は細部を問うものであり正解することは困難であることが予想される。
- 健 保 …細かい通達からの出題も多く、一見難しく感じるが、基本的な知識から正解を導き出せる問題もあり、6問は得点可能である。改正箇所からの出題も多少みられたが、難易度はそれほど高くない。
- 厚 年 …概ね基本的な出題内容で難問、奇問はない。過去問や答練等を確実に学習していれば正解肢を導ける。問7の離婚分割や問8の保険料率に関する問題は、一見すると難しそうだが、問われている内容は総じて基本的事項であるといえる。
- 国 年 …本年はテーマ別の問題構成が目立った。テキストに記載がない細則や給付からの出題もみられ、問題の難易度に差がみられたが、少なくとも6点は得点したい。

選 択 式 解 答

平成20年8月23日 14:00現在

〔問1〕 労働基準法・労働安全衛生法
(労基法10条、最一小44.12.18、最二小
62.7.17、安衛法13条3項、令5条、則
15条1項)

- A (15) すべての者
- B (6) 経済生活の安定
- C (16) 生活保障
- D (3) 勧告
- E (10) 作業方法

〔問2〕 労働者災害補償保険法
(法38条2項、則7条1号イ、則8条5号)

- A (13) 通勤災害
- B (16) 孫、祖父母及び兄弟姉妹
- C (7) 継続的に又は反復して
- D (1) 2週間以上
- E (20) 労働保険審査会

〔問3〕 雇用保険法
(法21条、法37条の2,1項、法37条の3,1
項、法37条の4,4項、5項)

- A (17) 同一の事業主の適用事業
- B (15) 短期雇用特例被保険者
- C (11) 高年齢求職者給付金
- D (8) 1年
- E (2) 7日

〔問4〕 労働に関する一般常識
(日本国憲法28条、労働組合法1条2項、
労働関係調整法7条)

- A (15) 団体交渉
- B (16) 団体行動
- C (19) 労働組合
- D (12) 争議行為
- E (3) 作業所閉鎖

〔問5〕 社会保険に関する一般常識
(児童手当法5条、6条、法17条1項、法
附則7条1項～4項)

- A (14) 1万
- B (19) 3
- C (16) 12
- D (6) 5千
- E (10) 最高裁判所長官

〔問6〕 健康保険法
(法40条2項、3項)

- A (4) 3月31日
- B (8) 100分の1.5
- C (17) その年の9月1日
- D (12) 100分の1
- E (14) 社会保障審議会

〔問7〕 厚生年金保険法
(厚年法81条4項、81条の3,1項、110条、
(6)法附則35条6項、基金令1条、基金
則1条、(6)経過措置令22条1項)

- A (10) 1,000
- B (1) 5,000
- C (8) 地方厚生局長
- D (3) 代行
- E (17) 50

〔問8〕 国民年金法
(法28条1項、法附則9条1項カッコ書、
法附則9条の2,1項、(16)法附則19条4
項)

- A (9) 60歳以上65歳未満
- B (20) 任意加入被保険者
- C (2) 65歳
- D (5) 付加年金
- E (15) 老齢又は退職

択一式解答

平成21年8月26日 11:00時点

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	D	B	A	B	D	E	C	C	A	C
労災保険法 (徴収法含む)	C	D	E	E	D	B	C	C	D	E
雇用保険法 (徴収法含む)	B	D	D	A	B	C	A	A	C	E
労働及び社会保険 に関する一般常識	E	D	B	A	C	E	C	B	E	D
健康保険法	D	E	C	B	A	C	B	B	E	D
厚生年金保険法	E	B	C	A	D	B	C	E	B	C
国民年金法	E	C	D	A	B	C	C	D※	D	E

※国民年金法 問8-Dについて…正しい肢として正確性に欠けるが、他の肢との相対評価により、正解肢とした。

<解答記入欄>

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法										
労災保険法 (徴収法含む)										
雇用保険法 (徴収法含む)										
労働及び社会保険に 関する一般常識										
健康保険法										
厚生年金保険法										
国民年金法										

難易度一覽表

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	◎	△	2	3	0
労災保険法	◎	◎	△	△	◎	3	2	0
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	◎	◎	◎	△	◎	4	1	0
社会一般常識	◎	◎	◎	◎	△	4	1	0
健康保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
厚生年金保険法	◎	◎	●	◎	◎	4	0	1
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)						32	7	1

【択一式】

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	◎	◎	△	△	◎	△	△	△	●	4	5	1	
労災保険法 (徴収法含む)	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	9	1	0	
雇用保険法 (徴収法含む)	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	△	7	3	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	△	●	◎	●	△	◎	△	●	◎	3	4	3	
健康保険法	△	△	◎	◎	△	◎	△	◎	△	△	4	6	0	
厚生年金保険法	◎	◎	△	△	◎	△	△	◎	◎	◎	6	4	0	
国民年金法	◎	◎	△	◎	●	●	△	△	◎	◎	5	3	2	
(◎：得点したい △：やや難・応用問題 ●：難問)											個数	38	26	6
											%	54%	37%	9%

選択式ズバリ的中

選択式 ズバリの中

本試験問題

TAC教材

(上段：問題、下段：答え)

【労災保険法】

労働者災害補償保険法施行規則第8条に定める日常生活上必要な行為として、新たに「要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している〔B〕の介護（〔C〕行われるものに限る。）」を加えたものである。

B：孫、祖父母及び兄弟姉妹

C：継続的に又は反復して

教材・箇所等

実力完成答練第2回・問8-D、E

⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに〔D〕の介護（〔E〕行われるものに限る。）

D：同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹

E：継続的に又は反復して

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができ、当該審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、〔E〕に対して再審査請求をすることができる。

E：労働保険審査会

教材・箇所等

ミニテスト・第5回〔問1-D〕

審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、〔D〕に対して再審査請求をすることができる。

D：労働保険審査会

当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、[E] に対して再審査請求をすることができる。 E : 労働保険審査会	教材・箇所等 暗記カード 労災-44 当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、[B] に対して再審査請求をすることができる。 B : 労働保険審査会
---	---

当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、[E] に対して再審査請求をすることができる。 E : 労働保険審査会	教材・箇所等 全国公開模試・選択式予想問題集 P12 当該審査請求に係る処分についての決定を経ないで、[C] に対して再審査請求をすることができる。 C : 労働保険審査会
---	---

【雇用保険法】

この場合、支給を受けようとする者は、離職の日の翌日から起算して [D] を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。 D : 1年	教材・箇所等 暗記カード 雇用-22 2. 受給手続 高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、[C] から起算して [D] を経過する日までに、管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業の認定を受けなければならない。 D : 1年
---	--

被保険者であって、[A] に 65 歳に達した日の前日から引き続き 65 歳に達した日以後の日において雇用されているもの ([B] 及び日雇労働被保険者を除く。) が失業した場合、 B : 短期雇用特例被保険者	教材・箇所等 トレーニング 選択式 問 1-C 1. 被保険者であって、同一の事業主の適用事業に [A] から引き続き [B] において雇用されているもの ([C] 及び日雇労働被保険者を除く。) を高年齢継続被保険者という。 C : 短期雇用特例被保険者
---	---

この場合、支給を受けようとする者は、離職の日の翌日から起算して〔D〕を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

D：1年



教材・箇所等

全国公開模試・選択式予想問題集P16

1. 高年齢求職者給付金の支給を受けることのできる期限は、離職の日の翌日から起算して〔A〕とされ、

A：1年を経過する日

【労働安全衛生法】

「産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な〔D〕をすることができる。」

D：勧告



教材・箇所等

暗記カード 安衛-9

(3)産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な〔D〕をすることができる。

D：勧告

【社一】

児童手当の額は、1月につき、〔A〕円に児童手当の支給要件に該当する者（前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が政令で定める額以上である場合を除く。）が養育する児童のうち〔B〕歳に満たない児童の数に乗じて得た額で算定される。

A：1万
B：3



教材・箇所等

ミニテスト・第6回〔問1-D、E〕

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、〔D〕円に受給資格者に係る支給要件児童のうち〔E〕歳に満たない児童の数に乗じて得た額とする。

D：1万

E：3

児童手当の額は、1月につき、[A] 円に
児童手当の支給要件に該当する者（前年（1
月から5月までの月分の手当については
前々年）の所得が政令で定める額以上であ
る場合を除く。）が養育する児童のうち
[B] 歳に満たない児童の数を乗じて得
た額で算定される。

A : 1 万

B : 3

教材・箇所等

暗記カード 常識（社法）-17

5. 支給期間・支給額

・支給期間… [E] に達するまで

・支給額（月額）[H] 円 × [E] 未満の児童の数

E : 3 歳

H : 10,000

また、当分の間、[B] 歳以上の児童であ
って [C] 歳に達する日以後の最初の3
月31日までの～途中省略～1人目及び
2人目については、1月につき [D] 円、
3人目以降は [A] 円

A : 1 万

C : 12

D : 5 千

教材・箇所等

暗記カード 常識（社法）-18

7

(1) 支給要件

㊦ 3歳以上の児童であって [D] に達する日
以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 支給額（月額）

第1子…… [E] 円 第2子… [E] 円

第3子以降… [F] 円

D : 12 歳

E : 5,000

F : 10,000

【健康保険法】

教材・箇所等

ミニテスト・第2回〔問1-ABCDE〕

毎年〔A〕における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が〔B〕を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、〔C〕から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の〔A〕において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が〔D〕を下回ってはならない。

厚生労働大臣は、上記の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、〔E〕の意見を聴くものとする。

- A：3月31日
B：100分の1.5
C：その年の9月1日
D：100分の1
E：社会保障審議会

毎年〔A〕における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が〔B〕を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、厚生労働大臣は、〔C〕の意見を聴いて、その年の〔D〕から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の〔A〕において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が〔E〕を下回ってはならない。

- A：3月31日
B：100分の1.5
C：社会保障審議会
D：9月1日
E：100分の1

毎年[A]における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が[B]を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、[C]から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の[A]において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が[D]を下回ってはならない。

A : 3月31日
B : 100分の1.5
D : 100分の1

教材・箇所等

暗記カード 健保-18

毎年[A]における、標準報酬月額の最高等級該当者の割合が被保険者総数の[B]を超え、その状態が継続すると認められるときは、厚生労働大臣は、社会保障審議会の意見を聴いて、その年の9月1日から、政令で、最高等級の上に更に等級を加えることができる。ただし、この上限改定は、改定後の最高等級該当者の割合が同年の[A]現在で被保険者総数の[C]を下回らないように定める。

A : 3月31日
B : 100分の1.5
C : 100分の1

毎年[A]における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が[B]を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、[C]から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の[A]において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が[D]を下回ってはならない。

厚生労働大臣は、上記の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、[E]の意見を聴くものとする。

B : 100分の1.5
C : その年の9月1日
D : 100分の1
E : 社会保障審議会

教材・箇所等

全国公開模試・選択式予想問題集P33

1. 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が[A]を超える場合において、その[B]すると認められるときは、その年の[C]から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が[D]を下回ってはならない。
2. 厚生労働大臣は、上記1の政令の制定又は改正について立案を行う場合には、[E]の意見を聴くものとする。

A : 100分の1.5
C : 9月1日
D : 100分の1
E : 社会保障審議会

【厚生年金保険法】

基金の加入印である被保険者の保険料率は、基金の加入員でない一般被保険者の保険料率から、[D]保険料率に基づき、原則として1,000分の24から1,000分の

[E]までの範囲内で、厚生労働大臣が基金ごとに決定する免除保険料率を控除した額である。

E : 50

教材・箇所等

実力完成答練 選択式問 7-A

1. 基金の免除保険料率は、各基金に係る代行保険料率に基づき、[A]までの範囲内で [B]が決定する。

A : 1,000 分の 24 から 1,000 分の 50

1 又は 2 以上の適用事業所について常時 [A]人以上の被保険者を使用する事業主は、当該 1 又は 2 以上の適用事業所について、厚生年金基金（以下「基金」という。）を設立することができる。

適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時 [B]（ただし、上記の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあっては、[A]）人以上でなければならないとされている。

A : 1,000

教材・箇所等

暗記カード 厚年-51

3. 設 立

適用事業所の事業主は、単独又は共同して基金を設立することができる。

(1) 設立の要件

- ① 加入員となる被保険者の数が常時 [D]人以上であること

[2 以上の事業主が共同して基金を施移りする場合は、各適用事業所を合算して常時 5,000 人（一定の場合には、常時 1,000 人）以上であることが必要。]

D : 1,000

【国民年金法】

教材・箇所等

実力テスト第3回 選択式問6-A、B、D

1 保険料納付済期間又は保険料免除期間（いわゆる「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の期間を除く。）を有する者であつて、[A]であるもの（[B]でないものに限るものとし、法附則第9条の2の2第1項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、[C]に達する前に、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、当該請求があつた日の前日において、当該請求に係る者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは、この限りでない。

A：60歳以上65歳未満

B：任意加入被保険者

C：65歳

保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び若年者納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有する者であつて、[A]であるもの（[B]でないものに限るものとし、老齢基礎年金の一部の支給繰上げの[C]をすることができるものを除く。）は、当分の間、[D]に達する前に、[E]に老齢基礎年金の支給繰上げの[C]をすることができる。ただし、その者が、その[C]があつた日の前日において、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないときは、この限りでない。

A：60歳以上65歳未満

B：任意加入被保険者

D：65歳

教材・箇所等

暗記カード 国年-29

1 保険料納付済期間又は保険料免除期間（いわゆる「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の期間を除く。）を有する者であつて、[A]であるもの（[B]でないものに限るものとし、法附則第9条の2の2第1項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、

A：60歳以上65歳未満

B：任意加入被保険者

7 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした[A]未満の者（[B]でないものに限るものとし、老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、

A：60歳以上65歳

B：任意加入被保険者

2 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて 66 歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が [C] に達したときに、他の年金給付 ([D] を除く。以下同じ。) 若しくは被用者年金各法による年金たる給付 ([E] を支給事由とするものを除く。以下同じ。) の受給権者であったとき、又は [C] に達した日から 66 歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。
C : 65 歳 D : 付加年金 E : 老齢又は退職



教材・箇所等 ミニテスト・第 4 回 [問 1-C、D、E]
老齢基礎年金の受給権を有する者であつて [A] に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの [B] をすることができる。ただし、その者が [C] に達したときに、他の年金給付 ([D] を除く。以下、この間において同じ。) 若しくは被用者年金各法による年金たる給付 ([E] を支給事由とするものを除く。以下この間において同じ。) の受給権者であったとき、又は [C] に達した日から [A] に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、この [B] をすることができない。
C : 65 歳 D : 付加年金 E : 老齢又は退職

2 ただし、その者が [C] に達したときに、他の年金給付 ([D] を除く。以下同じ。) 若しくは被用者年金各法による年金たる給付 ([E] を支給事由とするものを除く。以下同じ。) の受給権者であったとき、又は [C] に達した日から 66 歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、この限りでない。
C : 65 歳 D : 付加年金 E : 老齢又は退職



教材・箇所等 暗記カード 国年-30
(1) ただし、[D] に達したときに次の①又は②の受給権者であったり、[D] に達した日から [A] に達した日までの間において次の①又は②の受給権者となったときは、支給繰下げの [C] をすることはできない。 ① 他の年金給付 ([E] を除く。) ② 被用者年金各法による年金たる給付 ([F] を支給事由とするものを除く。)
D : 65 歳 E : 付加年金 F : 老齢又は退職

科目別解答・解説（択一式）

～問題訂正について～

試験センターより以下の箇所について訂正が発表されました。

あわせてご確認ください。

※ 択一式試験問題に誤植がありました。該当箇所を訂正願います。

52頁 国民年金法

問 2 選択肢A 3行目

誤 まとめて前納する場合には、

正 まとめて前納する場合には、

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 D 労働基準法5条、法117条。設問の通り正しい。法第5条(強制労働の禁止)に違反した者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる。

A 労働基準法2条2項。設問の規定は、使用者のみならず、労働者に対しても義務として課されている。

B 労働基準法3条、最大判48. 12. 12。設問の法第3条は、「雇入れ後における労働条件についての制限であつて、労働者の雇入れそのものを制約する規定ではない」とするのが最高裁の判例であり、同条で禁止する労働条件についての差別的取扱いには、「雇入れにおける差別も含まれる」とする設問は誤りである。

C 労働基準法4条、平成9. 9. 25基発608号。法第4条で禁止する女性であることを理由とする賃金についての差別的取り扱いには、女性を男性よりも不利に取扱う場合のみならず、有利に取扱う場合も含まれる。

E 労働基準法7条、平成17. 9. 30基発0930006号。労働者が労働審判手続の労働審判員としての職務を行うことは、「公の職務」に該当する。

〔問 2〕 正解 B 労働基準法15条1項後段、則5条。設問の通り正しい。

A 労働基準法1条2項、法13条。法第13条において、「労働基準法において定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする」とされており、「労働基準法において定める基準より労働者に有利なものも含めて」、つまり、全体として、「無効となる」とする設問文は誤りである。

C 労働基準法19条1項。法第65条の規定による産前産後の休業期間及びその後30日間の期間中の女性についても、「やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」には、その事由について行政官庁(所轄労働基準

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

監督署長)の認定を受けることにより、解雇制限の規定の適用が除外される。

- D 労働基準法20条1項、最二小35.3.11。使用者が、法第20条所定の予告期間を置かず予告手当の支払もしないで労働者に解雇の通知をした場合には、その通知は、即時解雇としては効力を生じないが、使用者が即時解雇に固執する趣旨でない限り、通知後同条所定の30日の期間を経過するか、または通知の後に同条所定の予告手当の支払をしたときは、そのいずれかのときから解雇の効力を生ずるものと解すべきである、とするのが最高裁の判例である。
- E 労働基準法20条3項、昭和31.3.1基発111号。「労働者の責に帰すべき事由」については、その事由が法第20条の保護を与える必要のない程度に重大又は悪質なものであり、従って又使用者にしてかかる労働者に30日前に予告をなさしめることが当該事由と比較して均衡を失するようなものに限って認定すべきものであるとされており、「労働者の帰責性が軽微な場合」には、原則として、法第20条所定の解雇予告及び予告手当の支払義務を免れない。

〔問 3〕 正解 A 労働基準法9条、法89条1項。「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいうから、週所定労働時間が20時間未満のパート労働者についても、就業規則の作成義務に係る「常時10人以上」の労働者数の算定に含まれる。

- B 労働基準法89条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。
- C 労働基準法89条。設問の通り正しい。
- D 労働基準法90条1項。設問の通り正しい。
- E 労働基準法106条、則52条の2。設問の通り正しい。周知の方法については、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること、のいずれかの方法によるものと定められており、設問のように、口頭で詳しく説明するのみでは、周知義務を果たしているとはいえない。

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

〔問 4〕 正解 B 労働基準法24条1項、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。

労働者が第三者に賃金受領権限を与えようとする委任、代理等の法律行為は、法第24条第1項の直接払いの原則に違反し、無効である。

A 労働基準法24条1項。労働協約に定めがある場合には、通貨以外のもので賃金を支払うことができるので設問は誤りである。なお、小切手による場合は、退職手当の支払について、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たす小切手を労働者に交付することにより、通貨払いの原則の例外が認められる。

C 労働基準法24条1項、最三小43. 3. 12。労働者が賃金の支払を受ける前に賃金債権を他に譲渡した場合においても、なお法第24条第1項の原則が適用され、使用者は直接労働者に対し賃金を支払わなければならない、したがって、賃金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されないものと解するのが相当である、とするのが最高裁の判例である。

D 労働基準法24条1項、最二小昭和37. 7. 20。使用者の責に帰すべき事由により解雇された労働者が解雇無効期間中に他の職に就いて利益を得た場合、使用者が労働者に解雇無効期間中の賃金を支払うに当たり、当該労働者が得た利得金を賃金額から控除することはできる、とするのが最高裁の判例である。なお、同判例においては、この場合の賃金から控除する限度は、平均賃金の4割内にとどめるべきであるとしている。

E 労働基準法24条2項。いわゆる年俸制で賃金を支払われる労働者についても法第24条第2項の毎月1回以上一定期日払いの原則は適用されることについては、設問の通りであるが、毎月の支払額について、必ずしも、設問のように年俸額を12で除して得た額(設問の場合、600万円÷12＝50万円)を支払わなければならないわけではない。

〔問 5〕 正解 D 労働基準法37条1項、昭和23. 4. 7基収1196号。休憩時間に来客当番として事務所に待機する時間は、たとえ、実際に来客がなかったとしても労働時間に当たり、当該休憩時間以外の労働時間が法定労

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

働時間通りであったとしても、当該休憩時間とそれ以外の労働時間を通算して法定労働時間を超える場合においては、時間外労働の割増賃金の支払義務が生じる。

- A 労働基準法37条1項、昭和47.9.18基発602号。設問の通り正しい。なお、Eの解説参照。
- B 労働基準法37条1項。設問の通り正しい。設問の会議時間についても、使用者の指揮命令の下にある限り、労働基準法上の労働時間に該当するから、その会議が引き続き法定労働時間を超えて行われたときは、その超えた時間について割増賃金の支払義務が生じる。
- C 労働基準法37条1項、昭和47.9.18基発602号。設問の通り正しい。
- E 労働基準法37条1項、昭和47.9.18基発602号。設問の通り正しい。選択肢Aの「いわゆる特殊健康診断」の場合は、事業の遂行にからんで当然実施されなければならない性格のものであり、その実施に要する時間は労働時間と解されるのに対し、「いわゆる一般健康診断」の場合は、一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間についての賃金の支払については、当然には事業者の負担すべきものではないということから、割増賃金の支払義務についても特殊健康診断とは異なる取り扱いとなっている。

〔問 6〕 正解 E 昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。。

- A 労働基準法34条3項、昭和23.10.30基発1575号。休憩時間中の外出につき所属長の許可を受けさせることは、事業場内で自由に休息しうれば、必ずしも違法とならない。
- B 労働基準法34条1項。使用者は、労働時間が6時間を超える場合に、少なくとも45分以上の休憩時間を与えなければならないのであり、労働時間が6時間の場合は、休憩時間を与える義務はない。
- C 労働基準法34条2項ただし書。建設の事業の事業場について、設問のよう

この解答速報の著作権はTAC網のものであり、無断転載・転用を禁じます。

な所轄労働基準監督署長の許可による一斉休暇の原則を除外する規定はない。建設の事業についても、一斉に休暇を与えない場合には、労使協定を締結する必要がある。

D 労働基準法35条、昭和63.3.14基発150号。法第35条の休日は暦日によるべきことが原則であるが、設問の要件を満たす8時間3交替勤務の事業場における休日については、使用者は、暦日によらなくても、継続24時間の休息を与えれば差し支えないものとされている。

〔問 7〕 正解 C 労働基準法95条1項、寄宿舎規程1条の2,1項。設問の通り正しい。

A 労働基準法94条1項、寄宿舎規程4条1号。事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の外泊について使用者の承認を受けさせることは労働者の私生活の自由を侵すことになり、これをさせることはできない。

B 労働基準法94条2項。法第94条第2項において、使用者は、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならないとされているので、使用者が事業の附属寄宿舎の寮長を選任することはできない。

D 労働基準法95条2項。使用者が事業の附属寄宿舎の寄宿舎規則を作成する場合には、「寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者」の同意を得なければならないのであり、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合又は当該事業場の労働者の過半数を代表する者の同意を得るのではない。

E 労働基準法96条の2,1項、寄宿舎規程3条の2,1項。設問の届出は、工事着手の「30日前」までではなく、14日前までに行わなければならない。

〔問 8〕 正解 C 労働安全衛生法19条。安全衛生委員会の構成員の総数について事業場の規模、作業の実態等に応じては定められていない。

A 労働安全衛生法17条1項、18条1項、令8条、令9条。設問の通り正しい。

B 労働安全衛生法19条2項3号。設問の通り正しい。

D 労働安全衛生法規則23条1項。設問の通り正しい。

E 労働安全衛生法規則23条3項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

〔問 9〕 正解 A 労働安全衛生法66条の8,1項、則52条の2,1項、則52条の3,1項。

「本人の申出の有無にかかわらず」、としている箇所が誤り。設問の面接指導は、労働者の申出により行うものとする。

B 労働安全衛生法13条1項、13条の2、則14条1項1号、2項1号、則15条の2,2項。設問の通り正しい。

C 労働安全衛生法則22条9号。設問の通り正しい。

D 労働安全衛生法66条の8,4項。設問の通り正しい。

E 労働安全衛生法規則52条の6,1項2項、66条の8,3項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 C 労働安全衛生法59条3項、則36条,5号。設問の通り正しい。

A 労働安全衛生法則80条。設問の、技能講習受講申込書は「所轄労働基準監督署長」ではなく、技能講習を行う登録教習機関に提出しなければならない。

B 労働安全衛生法61条3項。設問の、フォークリフトの運転の業務に従事する場合は、フォークリフト運転技能講習を修了したことを証する書面を携帯していなければならない。

D 労働安全衛生法61条1項、令20条11号。設問の業務に労働者を就かせる場合には、労働安全衛生法61条1項に定める就業制限に関する規定は、適用される。

E 労働安全衛生法61条2項、120条1号、令20条11号。設問の最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務は、法61条1項の就業制限に係る業務であり、同項に定める資格を有しない者が当該業務に就いた場合には、同条第2項違反となり、50万円以下の罰金に処せられる。

労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

【問 1】 正解 C 労災保険法12条の8、労働基準法75条2項、労働基準法施行規則35条、同則別表第1の2。設問の通り正しい。

A 労災保険法2条の2、同法3条、(44)法附則12条、整備政令17条。労災保険法は原則として労働者を使用する事業に適用されるが、国の直営事業、非現業の官公署及び船員保険の強制被保険者には、労災保険法は適用されない。また、農林水産の事業(都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業等一定の事業を除く)であって常時使用労働者数が5人未満であるものは、暫定任意適用事業となる。したがって、労働者を使用する「すべて」の事業について、保険給付が行われるとする設問は誤りである。

B 労災保険法34条1項、同法35条1項、同法36条1項、労災保険法施行規則46条の26、平成13.3.30基発233号。特別加入者についても、一定の一人親方等の特別加入者を除き、通勤災害に係る保険給付が行われる。また、特別加入者には、二次健康診断等給付は行われない。

D 労災保険法22条1項、労災保険法施行規則18条の4。通勤による疾病は、厚生労働省令で定める疾病に限られ、その具体的な範囲は、厚生労働省令(労災保険法施行規則18条の4)において、「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病」と規定されており、告示で定められているわけではない。

E 労災保険法12条の8、2項、4項、同法22条～22条の4、同法24条。保険給付(傷病補償年金及び傷病年金を除く。)は、労働者の請求により行われる。

〔問 2〕 正解 D 労災保険法8条の2, 2項、同法8条の3, 2項。一時金たる保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額には、原則として年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額は適用されない。

- A 労災保険法8条1項。設問の通り正しい。
- B 労災保険法8条2項、労災保険法施行規則9条1項。設問の通り正しい。
- C 労災保険法8条の5。設問の通り正しい。
- E 労災保険法34条1項3号、同法35条1項6号、同法36条1項2号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 E 昭和23.1.13基災発3号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法施行規則11条1項。療養の給付は、指定病院等において行われるのであって、健康保険法に基づき指定する病院等においては行われない。
- B 労災保険法13条3項、労災保険法施行規則11条の2。療養の費用の支給は、療養の給付をすることが困難な場合又は療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合に限り行われるのであって、労働者が指定病院等でない病院等による療養を望む場合には、療養補償給付は行われない。
- C 労災保険法12条の8, 2項、同法13条2項。療養の給付の範囲は、設問の①から⑥「のほか、政府が療養上相当と認めるもの」に限られるのではなく、①から⑥に掲げるもののうち政府が療養上相当と認めるものに限られる。
- D 労災保険法施行規則12条3項。設問の届書は、新たに療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して「所轄労働基準監督署長」に提出する。また、指定病院等の変更について承認は要しない。

〔問 4〕 正解 E 労災保険法12条の5,1項。保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはないので、設問の場合であっても、所定の要件を満たせば引き続いて休業補償給付を受けることができる。

A 労災保険法14条1項、労働基準法76条、同法84条1項、昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。

B 労災保険法14条1項、昭和40.7.31基発901号。設問の通り正しい。

C 労災保険法14条1項、昭和24.12.15基収3535号。設問の通り正しい。

D 労災保険法14条1項ただし書き。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D 労災保険法施行規則別表第1、第2。設問の通り正しい。

A 労災保険法12条の8,3項。傷病補償年金は、業務上の疾病に係る療養の開始後「1年6か月を経過した日の属する月の翌月の初日以後の日」ではなく、「1年6か月を経過した日又は同日後」において設問の①及び②のいずれにも該当するとき又は該当することとなったときに、その状態が継続するものと認められる場合に支給される。

B 労災保険法12条の8,3項、労災保険法施行規則18条、同則別表第2。厚生労働省令で定める傷病等級は第1級から第3級とされており、設問の①から④のすべてについて、傷病等級第1級から第3級に該当しない。

C 労災保険法施行規則18条の2,1項。傷病補償年金の支給決定は、「労働者の請求に基づき」行われるのではない。

E 労災保険法12条の8,2項。設問の場合であっても、休業補償給付は職権によらず、労働者の請求により行われる。

〔問 6〕 正解 B 労災保険法施行規則14条5項。設問の場合、加重後の障害補償年金の給付額から既存障害の障害等級に応ずる障害補償年金の給付額を控除して得た額の障害補償年金が支給され、また、既存障害に係る従前の障害補償年金は引き続き支給される。

- A 労災保険法施行規則14条1項、4項。設問の通り正しい。
- C 労災保険法施行規則14条3項。設問の通り正しい。
- D 労災保険法施行規則14条5項。設問の通り正しい。
- E 労災保険法15条の2、昭和41.1.31基発73号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 C 労災保険法12条の8,4項、労災保険法施行規則18条の3の2、同則別表第3。設問の通り正しい。

- A 労災保険法12条の8,4項、労災保険法施行規則18条の3の2、同則別表第3。設問中「その障害の程度にかかわらず」が誤り。介護補償給付は、障害等級又は傷病等級が3級以下の者には支給されない。
- B 労災保険法施行規則18条の3の5,1項、平成8.3.1基発95号。介護補償給付の請求は、障害補償年金の受給権者にあつては、当該障害補償年金の請求と同時に、又は請求をした後に行い、傷病補償年金の受給権者にあつては、当該傷病補償年金の支給決定を受けた後に行う。
- D 労災保険法施行規則11条の3,1項、同則18条の19,4項。二次健康診断等給付の請求は、「一次健康診断の結果を知った日」ではなく、「一次健康診断を受けた日」から3か月以内に行わなければならない。
- E 労災保険法29条1項2号、特別支給金規則2条。設問の二次健康診断等給付のほか、療養（補償）給付、介護（補償）給付及び葬祭料（葬祭給付）についても、これに対応する特別支給金はない。

〔問 8〕 正解 C 徴収法33条1項、徴収法施行規則58条1項、2項。常時300人以下の労働者を使用する建設の事業の事業主は、当該事業が有期事業であっても、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる。

- A 徴収法8条1項、徴収法施行規則7条。設問の通り正しい。
- B 徴収法8条2項、徴収法施行規則7条、同則8条。設問の通り正しい。
- D 徴収法施行規則74条。設問の通り正しい。
- E 徴収法11条3項、徴収法施行規則12条1号、同則13条、同則別表第2。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 D 徴収法附則4条、徴収法施行規則附則3条2項。「2分の1」以上ではなく、 $\frac{1}{4}$ 以上の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。

- A 整備法5条1項、整備省令1条。設問の通り正しい。
- B 整備法8条1項、2項2号。設問の通り正しい。
- C 整備法8条1項、2項1号、整備省令3条2号。設問の通り正しい。
- E 徴収法附則2条3項、同法附則7条1項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 E 徴収法39条1項、徴収法施行規則66条3号、雇用保険法附則2条1項1号。立木の伐採の事業は、二元適用事業である。

- A 徴収法4条の2、1項、徴収法施行規則1条1項、同則4条2項。設問の通り正しい。
- B 徴収法39条1項、徴収法施行規則66条2項、港湾労働法2条1号、2号、同法施行令1条、同令別表。設問の通り正しい。
- C 徴収法7条、徴収法施行規則6条1項。設問の通り正しい。
- D 徴収法7条、徴収法施行規則6条1項。設問の通り正しい。

雇用保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

- 〔問 1〕 正解 B 行政手引20355、20368、20372。設問の通り正しい。特定労働者派遣事業者である適用事業に雇用される労働者は、派遣労働者以外の労働者の場合と同じ取扱いとなる。また、設問の外国人は短時間就労者にも該当しないので、外国公務員又は外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となる。
- A 雇用保険法4条1項、同法5条1項、行政手引20369。同居の親族のみを使用する事業について、後段のような規定はない。
- C 雇用保険法4条1項、行政手引20368。設問の者は、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、6箇月以上引き続き雇用されることが見込まれるので、一般被保険者となる。
- D 行政手引20451。「6ヵ月以上」ではなく「1年以上」である。
- E 雇用保険法43条1項2号。設問の場合は、法律上当然に日雇労働被保険者となる。
- 〔問 2〕 正解 D 雇用保険法施行規則14条の4, 1項。「離職理由のいかんにかかわらず」が誤り。当該被保険者が特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受けることとなるときに、雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書を提出しなければならない。
- A 雇用保険法施行規則141条。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法施行規則7条1項、2項。設問の通り正しい。
- C 雇用保険法施行規則10条1項、2項。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法17条1項。設問の通り正しい。年2回の賞与は、賃金日額の算定の基礎には含まれないので、雇用保険被保険者離職証明書に記載する賃金

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

額から除かれる。

〔問 3〕 正解 D 雇用保険法20条3項、行政手引50251。設問の場合、高年齢受給資格を取得した日以後は、前の受給資格に基づく基本手当を受給することはできない。

A 雇用保険法22条3項。設問の場合、Bでの離職により基本手当又は特例一時金の受給資格を得ても、現実にそれらの支給を受けていなければ、Bで被保険者であった期間は、算定基礎期間として通算される。

B 雇用保険法16条。設問の場合に賃金日額に乗じる率の範囲は、100分の80から「100分の60」ではなく「100分の50」である。

C 雇用保険法22条2項。設問の受給資格者に係る基本手当の所定給付日数は、1年未満の場合は、「150日」となる。

E 雇用保険法19条1項1号。設問の場合、その収入の1日分に相当する額から控除額を控除した額と基本手当の日額の合計額が賃金日額の100分の80に相当する額を超えないときに、基本手当の支給額は減額されない。

〔問 4〕 正解 A 雇用保険法15条2項。基本手当を受給するための手続は、受給期間内であれば行うことができるが、設問のような期限はない。

B 雇用保険法15条3項ただし書、雇用保険法施行規則24条1項。設問の通り正しい。

C 雇用保険法15条5項、雇用保険法施行規則28条の2。設問の通り正しい。

D 雇用保険法15条4項1号。設問の通り正しい。

E 雇用保険法施行規則22条1項、同則69条。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B 雇用保険法59条1項、雇用保険法施行規則96条1号。設問の通り正しい。

A 雇用保険法56条の2, 2項、雇用保険法施行規則82条の4、行政手引57052。設問の場合は、再就職手当は支給されない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C 雇用保険法56条の2,3項1号。就業手当の額は、現に職業に就いている日について、基本手当の日額に「10分の4」ではなく「10分の3」を乗じて得た額である。
- D 雇用保険法56条の2,3項1号、2号。再就職手当の額の算定に当たっての基本手当日額は、基準日における年齢に応じて上限額は定められているが、本来の基本手当日額を用いる。設問の標準基本手当日額というものはない。
- E 雇用保険法56条の2,2項、同法58条1項、雇用保険法施行規則86条。特例受給資格者及び日雇受給資格者は、公共職業安定所の紹介した職業に就くため住所を変更する場合には、所定の要件を満たしていれば、移転費を受給することができる。

〔問 6〕 正解 C 雇用保険法60条の2,2項。支給要件期間を算定する場合には、基本手当の受給の有無は影響しない。従って、設問の場合は、基本手当を受給したことがあってもBの離職後1年以内にAに雇用されていれば、Bにおける雇用期間は通算される。

- A 雇用保険法60条2,1項、同法附則11条。設問の通り正しい。
- B 雇用保険法60条の2,4項、5項、雇用保険法施行規則101条の2の5、同則101条の2の6、同則101条の2の7。設問の通り正しい。設問の教育訓練給付金の額の計算式・ $30\text{万円} \times 20/100 = 6\text{万円}$
- D 雇用保険法60条の2,1項2号、雇用保険法施行規則101条の2の3,1項。設問の通り正しい。
- E 雇用保険法60条の2,4項、雇用保険法施行規則101条の2の2,1項5号、同則101条の2の4。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 A 雇用保険法10条2項。設問の通り正しい。

- B 雇用保険法69条1項、労保審法8条1項。失業等給付に関する処分に不服のある者は、「労働保険審査会」ではなく「雇用保険審査官」に対して審査請求をすることができる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C 雇用保険法73条、同法83条2号。設問の場合、事業主は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。
- D 雇用保険法4条4項、雇用保険法施行規則2条1項。通貨以外のもので支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲のもの（食事、被服及び住居の利益のほか、公共職業安定所長が定めるもの）は、賃金となる。
- E 雇用保険法10条の4,1項。設問の不正受給者に対する返還命令等の規定は失業等給付について適用され、雇用安定事業により支給される助成金については、失業等給付ではないので適用されない。

〔問 8〕 正解 A 徴収法9条、徴収法施行規則10条2項。設問の通り正しい。

- B 徴収法9条、徴収法施行規則10条1項。雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業であっても、継続事業の一括の認可を受けるに当たっては、労災保険率表による事業の種類を同じくすることが必要である。
- C 徴収法4条の2,2項、徴収法施行規則5条2項。指定事業の名称又は所在地に変更があったときは、その変更を生じた日の翌日から起算して「10日以内」に、「名称、所在地等変更届」を「所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長」に提出しなければならない。設問の継続被一括事業名称・所在地変更届は、指定事業以外の事業の名称又は所在地に変更があったときに、提出するものである。
- D 徴収法9条、昭和40.7.31基発901号、昭和42.4.4基災発9号、行政手引22003。継続事業の一括の効果は、労災保険及び雇用保険の受給に関する事務並びに雇用保険の被保険者に関する事務については及ばない。したがって、これらの事務は、各事業場ごとに行わなければならない。
- E 徴収法5条、同法9条、同法19条1項、昭和40.7.31基発901号。設問の場合には、指定事業以外の事業は、「確定保険料申告書」を提出することにより、労働保険料の確定精算の手続をしなければならない。なお、設問文中の保険関係消滅申請書は、労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主又は雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係を消滅しようとするときに、所轄都道府県労働局長に提出するものである。

〔問 9〕 正解 C 徴収法19条5項、同法21条1項、2項。設問の通り正しい。

A 徴収法11条の2、徴収法施行規則15条の2。設問の高年齢労働者とは、「65歳以上」ではなく64歳以上である労働者をいう。

B 徴収法16条、徴収法施行規則25条1項。設問の「1.5倍」は100分の200の、「150,000円」は130,000円の誤りである。

D 徴収法22条1項1号。設問の日雇労働被保険者に係る印紙保険料の額は、1日当たり176円である。なお、日雇労働被保険者に係る労働保険料の額は、印紙保険料の額に、当該日雇労働被保険者に係る賃金の総額に一般保険料率を乗じて得た額を合算した額である。

E 徴収法11条3項、徴収法施行規則12条4号、同則15条。設問の事業の一般保険料の額は、その事業の労働者につき労働基準法第12条第8項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合算額を賃金総額とし、これに一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額である。

〔問 10〕 正解 E 徴収法19条1項、昭和61.6.30発労徴41号、基発383号、平成12.2.24発労徴12号、基発94号。設問の場合、派遣労働者については、派遣元の事業が労災保険及び雇用保険の適用事業とされ、派遣労働者に係る一般保険料は、派遣元の労働保険の保険関係に基づき徴収される。また、労働者派遣事業に係る労災保険率の適用は、原則として、派遣先での作業実態に基づき事業の種類を決定し、労災保険率表による労災保険率を適用することとされている。したがって、設問の場合、派遣元の事業主が、1億円×(1,000分の6+1,000分の15)の労働保険料を納付しなければならない。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 E 労働時間等設定改善法4条1項、(17) 法附則1条。同法の施行日は「平成18年4月1日」である。また、同法第4条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は第2条（事業主等の責務）に定める事項に関し、労働時間等設定改善指針を定めるものとされている。

A 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」。設問の通り正しい。

B 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」。設問の通り正しい。

C 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」。設問の通り正しい。

D 労働契約法3条3項、法附則1条。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D 最低賃金法8条、法41条1号。設問の通り正しい。

A 最低賃金法3条。最低賃金額は、「時間」によつて定めるものとされている。

B 最低賃金法9条2項、3項。設問の「企業収益」は、「通常の事業の賃金支払能力」である。

C 最低賃金法13条、(19) 法附則1条。設問の「平成21年4月1日」は、「平成20年7月1日」である。また、設問の「派遣元」は「派遣先」である。

E 最低賃金法34条、法39条。設問の「公共職業安定所長」は「労働基準監督官」である。

〔問 3〕 正解 B 厚生労働省「平成20年版労働経済白書」P20。設問の白書では、若年無業者の推移をみると、2007年は「62万人」と、「前年と同水準」となった、としている。

A 内閣府「平成20年版青少年白書」。設問の通り正しい。

C 内閣府「平成20年版青少年白書」。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

D 厚生労働省「平成20年版労働経済白書」P114。設問の通り正しい。

E 厚生労働省「平成20年版労働経済白書」P117。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 A 厚生労働省「平成20年版働く女性の実情」。「働く女性の実情」では、平成20年の労働力人口総数に占める女性の割合は「41.5%」となっており、5割を上回っていない。

B 厚生労働省「平成20年版働く女性の実情」。設問の通り正しい。

C 厚生労働省「平成20年版働く女性の実情」。設問の通り正しい。

D 厚生労働省「平成20年版労働経済白書」P125。設問の通り正しい。

E 厚生労働省「平成20年版労働経済白書」P128～130。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C 職業能力開発促進法44条1項、同法施行令2条、同令別表第1。設問の通り正しい。

A 職業能力開発促進法2条4項、法3条。設問の「事業主とともに」及び「事業主の指示に従って」は、「自ら」である。

B 職業能力開発促進法10条の3、法10条の4。事業主には、設問の「その雇用する労働者に、他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を5年以内ごとに1回受けさせなければならない」というような義務は課せられていない。

D 「平成21年度雇用施策実施方針の策定に関する指針」平成21年厚労告208号。設問の指針によると「ジョブ・カード制度」とは、フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれなかった者に対し、きめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた意識啓発、課題の明確化や、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめて就職活動等に活用させることにより、安定雇用への移行を促進する制度をいう。

E 職業能力開発促進法5条1項、法11条1項。設問の「事業内職業能力開発基

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

本計画」は「事業内職業能力開発計画」であり、当該計画は常時雇用する労働者の数にかかわらず作成するように「努め」なければならないとされている。

〔問 6〕 正解 E 国民健康保険法91条1項、92条。設問の通り正しい。

- A 国民健康保険法4条1項。国は、「国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない」とされているため誤り。なお、「必要な指導をしなければならない」と義務づけられているのは都道府県知事についてである（同法4条2項）。
- B 国民健康保険法17条1項、3項。設問中の「厚生労働大臣」は「都道府県知事」である。
- C 国民健康保険法83条1項、法84条1項。設問中の「厚生労働大臣」は「都道府県知事」である。
- D 国民健康保険法88条1項。設問中の「厚生労働大臣」は「都道府県知事」である。

〔問 7〕 正解 C 社会保険審査官及び社会保険審査会法32条1項。「90日以内」ではなく「60日以内」である。

- A 社会保険審査官及び社会保険審査会法1条1項。設問の通り正しい。
- B 社会保険審査官及び社会保険審査会法2条。設問の通り正しい。
- D 社会保険審査官及び社会保険審査会法27条の4, 1項。設問の通り正しい。
- E 社会保険審査官及び社会保険審査会法19条、21条、22条1項。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B 確定拠出年金法21条1項。設問の通り正しい。

- A 厚生年金保険法134条。基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付については「社会保険庁長官」ではなく、「厚生年金基金」が裁定する。
- C 確定拠出年金法2条3項、5項。個人型年金は、「国民年金基金連合会」が実

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

施する年金制度をいう。

- D 確定給付企業年金法29条1項。「老齢給付金及び障害給付金」ではなく「老齢給付金及び脱退一時金」の2種の給付を行うことが基本とされているため誤り。なお、規約で定めるところにより、これらの給付に加え「障害給付金及び遺族給付金」の2種の給付を行うことができる。
- E 確定給付企業年金法40条。老齢給付金の受給権は、設問の場合のほか、「老齢給付金の受給権者が死亡したとき」、「老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき」にも消滅するため誤り。

〔問 9〕 正解 E 高齢者医療確保法12条1項。都道府県医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の「翌々年度」でなく「翌年度」において行うものとされている。

- A 高齢者医療確保法8条1項。設問の通り正しい。
- B 高齢者医療確保法9条1項。設問の通り正しい。
- C 高齢者医療確保法11条1項。設問の通り正しい。
- D 高齢者医療確保法11条2項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D 介護保険法183条1項、184条。設問の審査請求は「介護認定審査会」ではなく、「介護保険審査会」に対して行う。

- A 介護保険法9条、法129条1項、2項。設問の通り正しい。
- B 介護保険法130条。設問の通り正しい。
- C 介護保険法22条1項。設問の通り正しい。
- E 介護保険法199条。設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 D (18) 法附則2条2項、平成18.6.21保発0621002号。設問の通り正しい。

- A 法附則1条。健康保険法の施行は、「昭和2年」である。
- B 法1条、昭和28.4.9保文発2014号。業務上の傷病として労働基準監督署に認定を申請中の未決定機関は、一応業務上の取扱いをし、最終的に業務上の傷病でないと認定され、健康保険による業務外と認定された場合には、さかのぼって療養費、傷病手当金等の給付が行われる。
- C 法2条。5年ごとに検討が加えられるということは定められていない。
- E 法3条1項7号。後期高齢者医療制度の被保険者は、健康保険の被保険者から除外されている。

〔問 2〕 正解 E 令21条。設問の通り正しい。

- A 法99条1項、平成11.3.31保険発46号・庁保険発9号。介護休業中であつても、傷病手当金は支給される。
- B 法7条の9、法7条の11,1項、3項、法7条の23。理事は、「理事長」が任命する。
- C 法26条4項。健康保険組合が解散し消滅した場合は、「全国健康保険協会」が当該健康保険組合の権利義務を承継する。
- D 法33条。「2分の1」以上ではなく、「4分の3」以上の同意を得なければならない。

〔問 3〕 正解 C 法104条、法106条。資格を喪失した後「6か月」以内に出産したときである。

- A 法101条、法114条、昭和2.3.17保理792号。設問の通り正しい。
- B 法101条、法114条、昭和3.3.16保発11号、昭和27.6.16保文発2427号。設

この解答速報の著作権はTAC欄のものであり、無断転載・転用を禁じます。

問の通り正しい。

D 法101条、法114条、昭和26.3.17保文発72号。設問の通り正しい。

E 法101条、法114条、令36条、平成20.12.17保保発1217004号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B 法42条1項2号。資格を取得した月前「3か月間」ではなく、「1か月間」である。また、報酬の額の平均をもって「報酬月額として、その者の標準報酬月額を決定する」。

A 則26条1項。設問の通り正しい。

C 法43条1項、平成19.3.8庁保発0308001号。設問の通り正しい。

D 法44条1項。設問の通り正しい。なお、設問文中の「保険者」は、正しくは「保険者等」である。

E 法3条5項、6項、平成15.10.1保保発1001002号・庁保険発1001001号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 A 法55条2項、平成19.3.30保医発0330001号。設問の通り正しい。

B 法141条。家族訪問看護療養費は、「被扶養者」ではなく、「被保険者」に対して支給される。

C 法86条、平成18.3.13保医発0313003号。設問の場合には、選定療養として認められる時間外診療に該当する。

D 法101条、法113条、昭和23.12.2保文発898号、昭和27.6.16保文発2427号。設問の場合は、出産育児一時金は支給されるが、家族埋葬料は支給されない。

E 則109条、昭和48.10.17保発39号・庁保発20号。領収書の添付は義務づけられていない。

〔問 6〕 正解 C 法87条1項、平成11.3.30保険発39号・庁保険発7号。海外療養費は、国外への送金を行わず、その受領は、事業主等が代理して行なうものとされている。

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- A 法110条2項1号イ。設問の通り正しい。
- B 法99条1項、昭和2. 9. 5保理3222号。設問の通り正しい。
- D 法115条、令42条1項2号。設問の通り正しい。
- E 法57条2項、法99条1項、昭和48. 9. 26保発34号・庁保発16号。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 B 法99条1項、昭和25. 2. 15保文発320号。設問の通り正しい。

- A 法3条7項3号。設問の者は、生計維持関係及び同一世帯関係になければ被扶養者として認められない。
- C 則80条。移送費には、一部負担金はない。
- D 則40条1項。設問の場合には、届出は不要である。被保険者は、被保険者又はその被扶養者が介護保険第2号被保険者に該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を届け出なければならないが、被保険者又はその被扶養者が65歳に達したときは、届け出る必要はない。
- E 法86条1項、2項。設問の場合は、生活療養標準負担額も医療機関に支払う。

〔問 8〕 正解 B 法5条2項、法39条1項、法附則3条6項。全国健康保険協会の被保険者の資格の取得及び喪失の確認は、「社会保険庁長官」が行う。

- A 法199条2項。設問の通り正しい。
- C 法86条1項、平成18. 9. 29保医発0929002号、平成20. 9. 30保医発0930007号。設問の通り正しい。
- D 法104条、法108条1項、昭和27. 6. 12保文発3367号。設問の通り正しい。
- E 法107条。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 E 法附則3条の2, 1項、2項、令25条の2。「2分の1」以上ではなく「3分の2」以上である。

- A 法97条。設問の通り正しい。
- B 法38条3号、法附則3条6項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

C 法100条1項、昭和8.8.7保発502号。設問の通り正しい。

D 法88条1項、則67条。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 D 法21条2項。設問の通り正しい。

A 法4条カッコ書、法123条1項。日雇特例被保険者の保険の保険者は、「全国健康保険協会」のみである。

B 法120条。設問の給付制限は、「療養の給付」ではなく、「傷病手当金又は出産手当金」について行われる。

C 法7条の27。全国健康保険協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、「当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない」。

E 法附則3条の2,1項。「3か年度」ではなく、「5か年度」である。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 E 法附則4条の3,1項、法附則4条の5,1項、令5条。障害厚生年金の受給権を有していても、老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有していない70歳以上の者は、適用除外に該当する場合を除き、高齢任意加入被保険者となることができる。

- A 法12条2号ロ、法13条1項。設問の通り正しい。
- B 法27条、則22条1項。設問の通り正しい。
- C 則6条1項。設問の通り正しい。
- D 法6条1項1号タ、法9条。設問の通り正しい。設問の「更生保護事業法に定める更生保護事業の事業所であつて、常時5人以上の労働者を使用する事業所」は適用事業所であるから、当該事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外に該当する場合を除き、被保険者とされる。

〔問 2〕 正解 B 法附則4条の5,2項、則22条1項3号。設問の通り正しい。

- A 法25条。「社会保険庁長官」ではなく、厚生労働大臣が定めるものとされている。
- C 法12条4号カッコ書。季節的業務に使用される者であっても「船舶所有者に使用される船員」は、適用除外に該当しないので、設問の者は、使用された当初から厚生年金保険の被保険者となる。
- D 法14条3号。任意適用事業所の取消しの認可があつたときにも、「その日」ではなく、その翌日に被保険者資格を喪失する。
- E 法19条1項。被保険者期間を計算する場合には、「日単位」ではなく、月によるものとされており、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までを算入することとされている。

【問 3】 正解 C 法111条1項、2項。適用事業所の事業主が基金を設立しようとするときは、基金を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の $\frac{2}{3}$ 以上の同意を得て、規約をつくり、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。また、この場合に適用事業所に使用される被保険者の $\frac{3}{4}$ 以上で組織する労働組合があるときには、当該労働組合の同意を得なければならないとされている。

A 法146条。設問の通り正しい。

B 法138条5項、法139条3項ただし書。設問の通り正しい。設問の脱退事業所の事業主から一括して徴収する掛け金については、事業主がすべてを負担するのが原則であるが、設問の通り、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、加入員も当該掛金の一部を負担することができるものとされている。

D 法81条の3、2項、基金令36条の4、1項。設問の通り正しい。

E 法139条7項。設問の通り正しい。

【問 4】 正解 A 法83条2項、3項。設問の通り正しい。

B 法44条1項、4項8号。加給年金額の加算の対象となっている障害の状態にない子が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に障害等級1級又は2級の障害の状態に該当するに至ったときは、当該子が20歳に達するまで当該子について加給年金額が加算されるが、18歳に達した日以後最初の3月31日が終了したことにより加給年金額対象者不該当となった後に障害等級1級又は2級の障害の状態に該当しても、再び加給年金額対象者となることはない。

C (6)法附則18条2項、(16)法附則36条2項。昭和4年4月1日以前に生まれた者については、420月が上限とされている。

D 法90条1項、法91条。保険料に関する処分に不服があるときは、社会保険審査会に対して審査請求をすることができるとされている。なお、被保険者の資格、標準報酬、保険給付に関する処分に不服がある者については、設問

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

れており、厚生年金保険法の規定からは除かれている。

E 法44条2項、(60)法附則60条2項。設問の場合の加給年金額については、224,700円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額に、33,200円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額を加算した額となる。

〔問 7〕 正解 C 法78条の2、則78条。設問の場合には、第3号被保険者としての国民年金の被保険者資格を喪失し、当該事情が解消したと認められる事由に該当した日の翌日から起算して2年を経過したときは、標準報酬改定請求を行うことはできない。

- A 法78条の2。設問の通り正しい。
- B 法78条の3,1項。設問の通り正しい。
- D 法78条の4,1項。設問の通り正しい。
- E 法78条の2、則78条の2。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E 法83条1項、(60)法附則80条3項、4項。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならず、設問の高齢任意加入被保険者についても同様の扱いとなる。なお、その月の10日までに保険料を納付しなければならないのは、第4種被保険者及び船員任意継続被保険者のみであり、将来の一定期間の保険料を前納することもできる者が、その対象とされている。

- A 法81条4項、(13)法附則19条3号。設問の通り正しい。
- B 法24条の2。設問の通り正しい。
- C 法80条1項、(60)法附則79条1号。設問の通り正しい。
- D 法81条4項、(8)法附則18条1項、2項。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 B 則51条の4,1項。設問の通り正しい。

- A 法48条1項カッコ書。受給権を取得した当時から引き続き障害等級3級の障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が

生じても、併合認定は行われない。併合認定が行われるのは、障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものは除く。）の受給権者に対して更に障害等級1級又は2級の障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合である。

- C 法53条2号、3号。「どちらか早い日」ではなく、どちらか遅い日に消滅する。障害厚生年金の受給権は、障害等級に該当する障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過し、かつ、65歳に達している場合に、消滅する。
- D 法52条2項、3項。障害厚生年金の額の改定の請求は、受給権を取得した日又は社会保険庁長官の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことはできない。
- E 法50条1項、2項。障害厚生年金の額は、原則として、老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額となるが、年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300に満たないときは、これを300として扱うことになっているので、設問中の「当該額の計算の基礎となる月数にかかわらず」との記述は誤りとなる。

【問 10】 正解 C 法86条5項、6項。設問の通り正しい。

- A 法87条5項。延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることになっている。なお、延滞金の計算にあたり、保険料額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとされている。
- B 法87条1項、4項。設問の場合には、保険料額につき年14.6%の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。
- D 法44条2項。加給年金額が1人につき74,900円に改定率を乗じた額に端数処理をして得た額とされているのは、3人目以降の子についてであり、2人目の子については、224,700円に改定率を乗じた額に端数処理をして得

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

た額である。設問中の配偶者及び1人目の子に関する加給年金額についての記述は正しい。

- E 法附則28条の4, 1項、2項。特例遺族年金の年金額は、「遺族厚生年金の額」ではなく、報酬比例部分と定額部分とを合わせた老齢厚生年金の額の100分の50に相当する額である。なお、特例遺族年金は、設問の者が死亡した場合に、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときに支給される。また、当該特例遺族年金は、原則として、長期要件に該当する遺族厚生年金とみなされる。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 E (60) 法附則25条1項。設問の通り正しい。

- A 法30条の2, 1項。設問のいわゆる事後重症による障害基礎年金の支給を受けるには、65歳に達する日の前日までの間に請求しなければならない。
- B 法33条の2, 1項。障害基礎年金の子の加算額は、子の数により異なる（2人目まで1人につき224,700円×改定率、3人目以降1人につき74,900円×改定率）ので、「子の数が何人であっても、1人につき同額の加算額が加算される」としている設問は誤りである。
- C 法5条の2、法34条1項、令2条。設問の障害基礎年金の年金額の改定に係る権限は「社会保険庁長官」にあるが、当該権限は、社会保険事務所に委任されていない。
- D 法30条1項2号。障害認定日が65歳を超えている場合であっても、一定の要件に該当すれば、障害基礎年金は支給される。

〔問 2〕 正解 C 法94条1項カッコ書。繰上げ支給の老齢基礎年金を受給している者は、保険料を追納することができない。

- A 法93条1項、令7条。設問の通り正しい。
- B 法93条2項、令8条1項。設問の通り正しい。
- D 法93条4項、令9条1項。設問の通り正しい。
- E 法26条、法27条8号カッコ書。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 D (60) 法附則16条。設問の通り正しい。

- A 法20条1項、(60) 法附則14条1項、2項。振替加算相当額は、遺族基礎年金に加算されることはない。振替加算相当額は、老齢基礎年金に加算されるものである。
- B (60) 法附則16条1項、(61) 措置令28条1号。設問のように、障害基礎年

この解答速報の著作権はTAC欄のものであり、無断転載・転用を禁じます。

金の全額につき支給が停止されている場合には、振替加算に相当する部分の支給は停止されない。

C (60) 法附則15条1項～3項、(16) 法附則19条4項。設問の者は、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間を除く。）を有しているので、その期間に応ずる年金額と振替加算額との合算額が支給されることとなる。振替加算の受給対象者に振替加算相当額のための老齢基礎年金が支給されるのは、合算対象期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間のみを合算して25年（原則）以上である場合である。

E (60) 法附則14条1項、2項。老齢基礎年金の支給繰下げの申出をしたときは、振替加算も繰下げ支給されるが、設問のような加算が行われることはない。

【問 4】 正解 A 法20条1項、法26条、法43条。付加年金は、老齢基礎年金に付加して支給されるものなので、遺族基礎年金に付加して支給されることはない。

B 法附則5条8項。設問の通り正しい。

C 法70条。設問の通り正しい。

D 則76条。設問の通り正しい。

E 法7条2項、令4条の2。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 B 法附則6条。設問の通り正しい。

A 法7条1項、法附則5条1項、(6) 法附則11条1項、(16) 法附則23条1項。第3号被保険者については、国内居住要件は問われない。国民年金の被保険者のうち国内居住要件が問われるのは、第1号被保険者及び任意加入被保険者のうち一定のものである。

C 法7条1項1号、令4条11号。地方議会議員共済会が支給する退職年金を受けることができる者（年齢を理由として全額支給停止されているものを除く。）は、第1号被保険者とならない。

この解答速報の著作権はTAC側のものであり、無断転載・転用を禁じます。

D 法附則5条2項。設問の者（日本国籍を有する者であつて日本国内に住所を有しない60歳以上65歳未満のもの）が任意加入被保険者の申出をする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出をすることは規定されていない。正当な事由がある場合を除き、口座振替納付を希望する旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならないのは、日本国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合である。

E （6）法附則11条1項2号、（16）法附則23条1項2号。任意加入被保険者の特例については、日本国籍を有する65歳以上70歳未満の者であれば、日本国内に住所を有している必要はない。

〔問 6〕 正解 C （60）法附則94条1項。設問の通り正しい。

A 法28条2項。設問の者が、他の年金給付を支給すべき事由が生じた日（以下「受給権者となった日」という。）以後老齢基礎年金の繰下げの申出をしたときは、当該受給権者となった日において、老齢基礎年金の繰下げの申出があったものとみなされる。受給権者となった日以後、老齢基礎年金の繰下げの申出をすることができないのではないため誤り。

B 法附則9条の3の2,1項2号、令14条の3。脱退一時金の支給を請求することができないのは、「障害基礎年金その他政令で定める給付」の受給権を有したことがある者であるが、当該政令で定める給付には、遺族基礎年金は含まれないため誤り。なお、設問の「旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の裁定替えされた遺族基礎年金」は、当該政令で定める給付に含まれるので、当該給付の受給権を有したことがある者は、脱退一時金の支給を請求することはできない。

D 法10条1項。保険料滞納により老齢基礎年金の受給資格を得ることができなくなった場合には、任意脱退の承認申請をすることはできない。任意脱退の承認申請をすることができるのは、被保険者でなかった者が第1号被保険者となった場合又は第2号被保険者若しくは第3号被保険者が第1号被保険者となった場合において、60歳に達する日の属する月の前月までの期間と、

この解答速報の著作権はTAC網のものであり、無断転載・転用を禁じます。

その者が被保険者期間を有する者である場合におけるその被保険者期間を合算した期間が25年に満たないときである。

E 法附則7条1項。設問の任意加入しなかった期間（合算対象期間）は、任意脱退の規定の適用については、被保険者期間とみなされる。

〔問 7〕 正解 C 法90条の2,1項1号、令6条の8の2、則77条の2。設問の「118万円」は「78万円」の誤りである。なお、設問の「118万円」は半額免除及び学生納付特例の所得基準である。

- A 法92条の2。設問の通り正しい。
- B 則75条。設問の通り正しい。
- D 則77条の7,2号。設問の通り正しい。
- E 法89条、則74条の2。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 D 法附則9条の2,4項、法附則9条の2の2,4項、令12条の2,1項、令12条の7、(12) 令附則2条。設問の通り正しい。なお、設問文の「本来の老齢基礎年金の額に減額率を乗じて得た額」は、「本来の老齢基礎年金の額に減額率を乗じて得た額を本来の老齢基礎年金の額から減じた額」となるべきであるが、本肢の論点は後段部分にあると判断し、また、他の選択肢が明らかな誤りであるため、正解肢とした。

- A 法37条の2,1項1号。設問ただし書のような規定はない。なお、設問前段は正しい。
- B 法51条、法附則9条の2,5項、法附則9条の2の2,6項。寡婦年金の失権事由に「60歳台前半の老齢厚生年金の受給権を取得したとき」は含まれないため誤りである。
- C 法7条1項1号。設問のような規定はなく、「第2号被保険者であった夫が死亡したため遺族基礎年金の受給権者となった妻」であっても、第1号被保険者としての要件を満たしている限り、第1号被保険者となる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

E 法50条。寡婦年金については、夫が付加保険料納付済期間を有していた場合であっても加算は行われない。なお、死亡一時金については、付加保険料納付済期間を3年以上有していた場合に設問の加算が行われる。

〔問 9〕 正解 D (60) 法附則8条5項8号。設問の国会議員であった期間は、60歳以上であった期間等、一定の期間を除き合算対象期間とされるため誤りである。

- A (60) 法附則12条1項4号、(60) 法附則別表第3。設問の通り正しい。
- B (60) 法附則8条5項7号。設問の通り正しい。
- C (60) 法附則8条5項7号の2。設問の通り正しい。
- E (60) 法附則16条1項、(61) 措置令28条。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 E 法52条の2, 1項。設問の通り正しい。

- A 法90条の3, 1項。学生納付特例における所得要件は、学生等本人のみの所得によって判断され、親元の世帯の経済状況は考慮されないため誤りである。
- B 法89条本文カッコ書、法90条の3, 1項、令6条の6。学生等である期間についても法定免除の規定は適用される。設問のように、学生納付特例制度が法定免除制度より優先されるという規定はない。
- C 法5条4項、(16) 法附則19条4項。「保険料全額免除期間」には、設問の期間のほか、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間も含まれるため誤りである。
- D 法附則5条11項、(6) 法附則11条11項、(16) 法附則23条11項。任意加入被保険者は保険料免除の対象とならないため誤りである。